
「長野県労働問題審議会」の概要

1 設置根拠

長野県労働問題審議会条例

(昭和 31 年 12 月 17 日 長野県条例第 64 号)

2 任務

次の事項について調査審議を行います。

- ① 労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項
- ② 上記のほか、国の施策と相まって行う雇用に関する緊急かつ重要事項

3 委員

(1) 人数及び構成

労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各 5 人

(2) 任期

2 年

4 会長等

(1) 会長 学識経験者である委員のうちから委員が互選

(2) 会長代理 学識経験者のうちから、あらかじめ会長が指名

5 開催状況

【平成 26 年度】 2 回開催

労働雇用情勢の現状と課題、若年者の就労対策について

【平成 27 年度】 2 回開催

労働雇用情勢の現状と課題、女性の活躍と多様な働き方について

【平成 28 年度】 開催なし

【平成 29 年度】

労働雇用情勢の現状と課題、次期総合 5 か年計画案について